

千葉県県営林の SGEC 森林認証の更新について

令和5年3月

県は県営林のうち約 5,000ha の県営林（県有地）において、平成30年3月2日に国際的な森林認証を取得しました。

令和5年に同森林認証の更新審査を受け、森林認証を更新しました。

1 現在の認証

- (1) 取得した森林認証 エスジェック S G E C（一般社団法人 緑の循環認証会議）森林認証
（平成28年6月に国際森林認証の P E F C との相互承認）
- (2) 認証対象 千葉県 県営林（部分林、分収林を除く） 4,884.44ha
- (3) 森林所在 君津市、鴨川市、南房総市、富津市、市原市、大多喜町、
館山市、東庄町
- (4) 有効期間 2023年3月2日 ～ 2028年3月1日
- (5) 認証書 認証番号 JAFTA-091
- (6) 千葉県県営林 SGEC 森林管理計画書 令和5年2月作成 計画期間は（4）と同じ
- (7) 計画書の位置づけ 千葉県県有林経営計画と併せて県営林の基本計画として運用

2 認証取得の背景

東京オリンピック・パラリンピック関連施設を始めとした公共建築物や、民間の施設等において、その建築資材として認証材が選ばれる場合が増加。

県営林で率先して認証を取得して公共建築物等への木材供給を進めると共に、民有林での認証取得も促進することで、県産木材の利用拡大を図る。

3 森林認証の目的

木材が、持続可能に管理された森林から伐採されたものであることを証明する仕組み

4 定期審査（年1回）、更新審査

計画が継続的に適切に実行されることを管理するため、認証機関による年1回の定期審査を受ける。令和5年3月1日で森林認証の有効期間が切れるため、更新審査を実施し、審査に先立ち千葉県県営林 SGEC 森林管理計画書を更新した。

5 基本方針

別紙のとおり（千葉県県営林 SGEC 森林管理計画書から抜粋）

(別紙)

基本方針

県営林においては、その経営の目的に沿って、引き続き地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源としての機能や水源涵養機能等の多様な公益的機能の発揮と安定的な木材生産に取り組みつつ、県民の様々な活動の場としても有効活用を図る必要があるが、特に木材資源の活用が県内の森林全体における課題となっている状況下においては、県営林が中心となって課題に取り組み、広く県内の民有林に普及すべき模範的な施業を行っていく必要がある。

また、令和元年房総半島台風による風倒木被害を受け、更なる被害を発生しないよう早期に公益的機能の回復を図る必要がある。

そのため、経営の基本方針として以下のことを行うこととする。

- (1) 県土の保全その他県有林の有する公益的機能の維持増進
- (2) 素材を中心とした林産物の持続的かつ計画的な供給
- (3) 県有林の有効的活用による県民福祉の向上への寄与
- (4) 民有林の模範となる適切な施業や管理の実施

また、森林管理の持続性を確保するため、伐採収穫については特定の時期に集中することなく平準化が図られるよう計画することとし、また管理状況を適宜検証し、継続的に管理方法等の改善に努めていくこととする。

さらに、SGEC 森林管理認証取得者として、森林管理は SGEC の持続可能な森林管理基準及びその他の要求事項に適合させ、実行するとともに、森林管理システムを継続的に改善していくこととする。

千葉県知事 熊谷 俊人